

国労、JR事務局長宛に書簡を発出

当局、書簡の撤回謝罪等を求め重大な決意を表明

昭和61年6月30日

国労は、五月三〇日、国労執行委員長及び総評議長の連名でJ.R.事務局長宛に書簡を発した。その主たる内容は、①今年三月に国会に提出された国鉄改革関連法案は労使間の団体交渉が行われなかつた②清算事業団に移行する職員の雇用関係は事業団とともに終る③所属組合を理由に差別される可能性がない④国労との雇用安定協約の再締結を拒否している⑤国労の団体交渉開催要求は無視され公労委は機能していない⑥国鉄の労働者は労働条件等の不利益変更の受け入れを法的に強制される⑦ストライキを組織するとき、あるいは勤務時間中の組合活動に対し処分が行われる⑧新聞へ投書したことで乗務停止をされた⑨過去一年六ヶ月の間に当局の執拗な退職勧奨等で六一人の自殺者を生じたとしそれらの事実は、人間性の軽視、基本的な労働者の権利を保証した条約違反だとしている。これに対し当局は、著しく事實を歪曲したものが随所に見られ、世の中に誤解を生ぜしめようという悪意に満ちたものと厳しい反論レを国労委員長宛文書で行った。

国労の姿勢は理解しがたい

□…当局の反論にもあるとおり、国労との間に

「経営問題・雇用問題に関する懇談会」が新たに設置され、五月一六日、六月三日の二回にわたり懇談会が開催され、しかもその間に書簡が発せられたとすれば、第三者的に見ても懇談会に臨む国労の姿勢は理解しがたいところがある。しかも、この「懇談会」を国労自身、これが維持、継続されている間は、雇用安定協約が結ばれないと同様な効果があり、従つて二九条の発効はないといふ下部指導を行つては重大な決意をせざるを得ないとしており、「懇談会」が凍結されるおそれがあ

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

しOに対する書簡は結果として、当局との信頼関係を失うものであり、当局も書簡の撤回、事実に反する内容についての謝罪等を六月末までに求め、今後の対応によっては重大な決意をせざるを得ないとしており、「懇談会」が凍結されるおそれが

生することとなる。この「懇談会」は労使が誠意を持って話し合うことに意義があり、単に維持継続のためだけでは全く意味がないことは一般的な社会常識である。また、書簡の内容についても、法案の提出権は政府または国会議員にあり、労使が団体交渉を行う余地がないことは自明の理である。当局が団体交渉を拒否すれば明らかに不当労働行為であり、当然、公労委に提訴すれば不当労働行為の裁定が出るに拘らず、その事実がないことが明らかである。このように事実関係の指摘に疑問を持たざるを得ないところがある。

国

鉄

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

懇談会の信頼関係に対する背信行為

「雇用安定協約締結拒否」全く事実無根



国鉄・葛西職員局次長

上あり得ない、という答弁を總裁がしていますけれども、これについて國勞は懇談会がある限り二九条四号の行使はしないという約束をしたんだと、いうようにニュアンスを変えて下部に言っている

改革法案など理由なき非難を糾す

様です。ですから懇談会がパンクさえしなければいいというようを見る者が多いのです。しかし、

我々としては仮に國勞に真摯に話し合う姿勢が見られないとしても懇談を続けていく中で少しづつ信頼関係を形成していくこうという努力はするつもりでいる訳です。懇談会の第一回目は五月一六日、二回目は六月三日に開かれました。ところがこの間五月三〇日にILLOに調査団を派遣してほしいというような趣旨の手紙を出したんですね。しかも國勞は私信ではあるが重い意味を持たせて出し

たるものだと言っているということです。その内容、たるや無礼極まるものですし、事實を歪曲したものが当局に対する誹謗中傷を意図して事實をねじ曲げたものと見られても仕方のないようなものであります。例えば六一人の人が当局の退職勧告の結果自殺したというようなことを印象づけようとしていますし、団体交渉が形がい化されているとかあるいは改革法案について全ていわれのない非難をしていることがあります。

いってみれば軍縮交渉をやっている最中に戦闘準備をしているというような性格を持っているのがILLOへの手紙だと思います。我々としては片方で軍縮交渉をやり、一方で動員令を発して戦闘準

昭和61年6月30日

第2,141号

国会議論の中で、忌憚のない労使の懇談が統いている状況では二九条四号を使うようなことは事実を確立することによって世の中に対しても信頼関係を確立する努力をしているかの如く装うことにねらいがあります。

備をするというようなやり方はペテンだと思います。私どもは話し合いを重ね、信頼関係を築いていく努力を放棄する気はありませんけれども国労のやったことに対してもきちっと仕切りをつける必要があると思い、国労に文書を出した訳です。

基本を認識して意味のある懇談が一刻も早くも得るよう努力を続けてゆくつもりです。
【国労が発信したI-L-O書簡は具体的にはどんな点に触れているのですか】

国労への文書は、第一にI-L-Oへの手紙を撤回すこと、第二は信頼関係を作ろうということで始めた懇談会が進行中でありますから、不信感を助長するようなことをやったことについてあやまってもらう必要があるということです。そしてこれから懇談会を続けていく訳ですから二度とアンフェ

昭和61年6月30日

これでは懇談会継続の意味はない

アなことをしないと約束してもらう必要があると、いう文書の内容になっていまして、六月二一日付で申し入れて、六月末までに返事をもらいたいと、いうことになっています。

私どもとしては折角懇談会が出来た以上実りあるものにしていきたいと努力している訳です。極めて忍耐強く、極めて誠意をもってやってきたつもりです。ところが国労は表面ではあたかも自分達が信頼関係を高めようと努力しているかの如く装いながら、裏では当局を誹謗中傷するが如き行為に出ています。ですから国労が当局の求めた三点について行動でもって懇談会を実りあるものにしていこうという証明をしないならば懇談会を続けていくことは当面意味がないという結論にならざるを得ない訳です。

六月末までに誠意あるリスペクションがない場合は誠に残念ですが実りある懇談会の維持が期待できなくなるわけであり、私どもとしては実りある懇談会を開き得るような前提条件を整えるために根気よく国労に反省を求め、いろいろと説得をしていくことが必要になります。その結果として国労が反省し、信義を重んずるという労使関係の

国労のI-L-Oへの書簡には、「国鉄労働者の七〇パーセントを組織する国労が民営分割化法案の内容に何の相談もされなかつた」と書いてあります。法案を作るのに団体交渉をして決めるということはどこにもありはしないんで、政府または国会議員がやることですね。

しかも国労は昭和五七年以来、国鉄と組合との間で設けられていた国鉄再建問題懇談会を凍結した訳です。それは国鉄の経営上重要な事項で労使が忌憚のない意見交換をしようという場を凍結したということです。当方は再三にわたって再開を申し入れていたにもかかわらず凍結したままで国労はきた訳です。私どもは国労と話し合いたいと思ったことが度々ありましたけれども国労が拒絶をしていた訳です。また、労使間でいろいろな意味で国鉄改革について議論しようと思うパイプは国労自身が凍結していった訳です。

【余剰人員問題については、書簡ではどのように言っているのですか】

清算事業團について「一九八六年のうちに八万二千人の職員が職を失い……」と書いてあります。これは全く事実に反するのです。余剰人員の首を切れば職を失うでしょう。しかし、今の改革は余剰人員が職を失わないように政府、国鉄が一体となつて国や地方公共団体や民間産業界にも協力を求めてやっている訳ですね。ダイヤ改正が済んだ場合、八万一千人のうち一万人は新事業体に採用されていくことは判っている訳です。六万一千人については二万人が希望退職になるけれどもそれ

で辞めた人達にも関連事業や一般産業界などいろいろの雇用の場を提供していく訳ですから職を失うと言うのは虚偽としかいいようがありません。

「四万一千名が失業」は事実と異なる

（昭和30年1月17日第3種郵便物認可）

また、「四万一千人が清算事業團に移行され……雇用關係は（三年間の）期間経過後、事業團とともに終わるものとされている」と書いてあります。実際は、三年間で全職員の雇用をきちっと確保して安住の地を求めていくようにしようということとして、民間企業が經營悪化した場合は比べものにならない手厚い雇用対策がなされている訳です。私どもは三年間で雇用の確保に万全を期すると言っている訳で、それをこのように書くのは全く事実と違いますね。

一さらに「国鉄の労働者にとって、自分がどの事業体、例えば新事業体かそれともせいぜい三年間しかいることのできない清算事業團に移行するかは重大なことである。所属組合及び組合活動への関与の度合によって、労働者が差別される可能性が強い」と書いてありますが、所属組合や組合活動への関与の度合によって差別されるなんてことはあり得ないことだと思います。どうして差別される可能性が強いのか。これから決まる新事業体の設立委員の考え方を憶測して、しかも非常に悪意ある見方をして、それを前提にしてのことを考えている訳で非常におかしいと思います。

「事実、国鉄当局は、全部合わせても国鉄労働者の三〇パーセントに満たない四組合と雇用安定協約を調印しているにもかかわらず、国策に非協力的な国労のような組合との雇用安定協約の再締結を拒否している」と書いていますが、私どもは余剰人員対策を推進することについて平等な条件で各組合に対しても協力を求めてきている訳です。そういうことができて初めて雇用安定の基盤ができる

と、雇用安定協定を締結する前提が満足されると、から手を握りましょうと言つてはいる訳でして、國勞がそれを拒否したということは雇用安定の基盤が國労組合員との関係において整備されないと、う形になるので雇用安定協定を結びたいのですが結べない訳です。國民の前で、國鉄労使が協定を結んで必死の努力をしていると写れば雇用対策に積極的に協力してやろうという空気ができると思います。他の四組合は共同宣言を結んで雇用安定の基盤を作る努力をして実績を上げてきていますし、國労はこれを破壊するようにならうとしているといふことなんですが、雇用安定協定を結びたいのですが結べないということで、差別をしている訳では全くない訳です。それを國労と協定を結んだとすれば國労を非常に甘やかすということで差別するところになりますからできないことですね。

悪意のある見方、憶測はナンセンス

【今後の書簡についての対応ということになりますと…】

そのほかいくつか書いていますが、あらゆる認識において極めておかしいという事にならざるを得ないと思います。「官使の信頼関係を話し合いで確立していく」という会合が開かれた。そして継続しているにもかかわらず、その裏でアンフェアなやり方で攻撃をかけてくるというのは正にペテンであり、許せないやり方だと思います。私どもとしては國労に誠意ある態度をとつてもらうよう求めていますし、もし、全く誠意が感じられないということになると懇談会がサボタージュ行為の隠れみのになってしまいますので重大な決意でござるを得ません。しかしながら、実のある懇談が行えるような条件をつくるための努力を根気よく続けて、國労に反省を求めていくという形にならうと思います。

（文責記者）

明らかに8・98号条約違反

国鉄の危機的状況調査を期待

国労・ILO事務局長への書簡全文

昭和61年6月30日
国労の一九八五年二月一五日付書簡を「条約及び勧告の適用に関する専門委員会」に付託していたとき、心から感謝致します。

同専門委員会は、その書簡を受けて、一九八五年次報告の中で日本を取り上げ、第八七号条約（結社の自由及び團結権の保護に関する条約）に関して意見を述べられました。それによれば、「委員会は、国労が国鉄職員の現状について、一九八五年三月一日、政府に対し意見を申し述べたことについて注目している。日本政府はその内容について未だに回答していない。委員会は、国労が提起した問題点を調査できるように、この問題について、日本政府が十分な情報を提供することを求めている。」となっています。また、委員会は第

(1)一九八六年度のうちに、二七七、〇〇〇人の国鉄労働者のうち、八一、〇〇〇人が職を失い、いわゆる余剰人員となることを余儀なくされる。

(2)四一、〇〇〇人の労働者が清算事業団へ移行される予定である。この清算事業団は、三年間、転職を希望する労働者の職業斡旋に従事するが、その雇用関係は、期間の経過後、事業団とともに終わるものとされている。

企公九八号条約（團結権と團体交渉権についての原則の適用に関する条約）について取り上げた部分に関しても同様の意見を表明されました。

しかしながら、日本政府はこれらの問題について何ら情報提供しなかつたため、これにつき、委員会は、単に一九八六年次報告（日本・第九八号条約）の中で、簡単に言及したに過ぎませんでした。「国鉄の労働者の身分に関して、重要な問題点が未解決のままである」

遺憾ながら、日本政府は委員会の報告を軽く無視してしまいました。

一方、国鉄労働者を取り巻く状況は、以前にも増して簡単に見逃し得ない深刻な段階になっていました

まず、一九八六年三月に日本政府が国鉄の民営化

割化に関する一連の法案を提出しましたが、同法案が労働者の雇用条件に重大な影響があるにもかかわらず、国鉄労働者の約七〇%を組織する国労が同法案の内容について何の相談もされなかつただけでなく、団体交渉さえも行い得ませんでした。そればかりか公労委もこの過程で全然関与する余地がなかったのです。

次に、現国鉄労働者の身分が、公共企業体の労働者から八つの民営鉄道会社と一つの清算事業団の労働者へと変化する結果として、現在提案されている法案では、多くの問題が発生します。

企(1)一九八六年度のうちに、二七七、〇〇〇人の国鉄労働者のうち、八一、〇〇〇人が職を失い、いわゆる余剰人員となることを余儀なくされる。

企(2)四一、〇〇〇人の労働者が清算事業団へ移行される予定である。この清算事業団は、三年間、転職を希望する労働者の職業斡旋に従事するが、その雇用関係は、期間の経過後、事業団とともに終えるものとされている。

企(3)国鉄網の分割によって生まれる八つの承継法人は、わずか二一五、〇〇〇人の労働者を再雇用するに過ぎない。しかしながら、新会社の労働者の総数及び各会社毎の数は運輸大臣により決定され、この過程には、團体交渉のみならず、公労委でさえも関与できない。

企(4)運輸大臣の指名を受けた承継法人の設立委員会のメンバーは、運輸省令の条項に従い、労働条件及び雇用条件を決定し、労働者を選別するものとされている。この手続きのもとでも、同様に團体交渉と公労委の関与は期待できない。さらに、國労と国鉄当局で締結された現行の協約類は、承継法人に適用されない。

企(5)国鉄の労働者にとって、自分がどの事業体、例えば新事業体かそれともせいぜい三年間しかいることのできない清算事業団に移行するのかは重大

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

なことである。所属組合及び組合活動への関与の度合によって、労働者が差別される可能性が強い。

事実、国鉄当局は、全部合わせても国鉄労働者の三〇%にも満たない四組合とは雇用安定協約を調印しているにもかかわらず、国策に非協力的な國労のような組合との雇用安定協約の再締結を拒否している。その結果としてこれら四組合は「われわれの組合に加入するならば、あなたの雇用は保証されますが、國労に居続ける限り清算事業團に行くことになりますよ」と宣伝している。この当局の雇用安定協約の調印拒否は、反組合的な差別待遇を禁止する第九八号条約第一条、組合運動への干渉を禁止する同条約第二条の精神が未だに日本で理解されていないことを示している。

ト 第三に、国鉄改革が予定されている一九八七年四月一日まで、残り一ヶ月しかないにもかかわらず、國労の団体交渉開催要求は無視され続け、公労委は、代償機関として機能しておりません。もし、この状況が好転しなければ、つまり法案が議企会を通過したならば、国鉄の労働者は、労働条件公及び雇用条件についての不利益変更の受け入れを法的に強制されるわけです。

社会的行動が禁止されておりながら、かつ団体交渉を求める権利を軽んじられながら、もし国鉄労働者にとってそのような不利益変更が一方的になされるならば、それは社会正義に反しております。國労がストライキを組織する時には解雇を含む懲戒が加えられることが予想されるばかりでなく、「国鉄の民営分割反対」のスローガン入りのステッカーをつけたことに対しても、勤務時間中の組合活動であるとして、処分されるようになつてきております。さらに、国鉄改革の結果生じた無人駅の問題について、新聞へ投書をしたことでも車掌が秘密裡に乗務停止させられました。非常に残念なことに、一九八五年から今までに、六一人

の国鉄職員が、例えば当局の執拗な退職勧奨で、生きていくことへの疑問に悩み、自殺しています。これらの事実は、人間性の軽視かつ基本的な労働者の権利を保証した第八七号条約及び第九八号条約違反を示しています。また、第一回内陸運輸委員会において採択された「鉄道事業における団体交渉の促進」や「鉄道における雇用喪失」の精神に反しております。

私共は、J.S.Oに対する全幅の信頼をここに表明するとともに、社会正義実現のために協力する用意があることをお伝えする次第です。

謝罪なくば重大な決意…… 事実を歪曲、書簡の撤回求め

澄田職員局長、國労へ反論（要旨）

貴組合は五月三〇日、J.S.O事務局長に対し貴職及び総評議長の連名による書簡を発した。これは著しく事実を歪曲したばかりでなく、事実に反する誤った認識を対外的に宣伝し、誤解を生ぜしめようという悪意に満ちたものといわざるを得ない。しかも貴組合とは五月一二日「懇談会」を設置すべく覚書を締結したところである。そして覚書の趣旨、目的に則り、すでに二回にわたり懇談会を開催し、当局として誠意をもって対処してきたところである。しかるに、二回目の懇談会の打合せのさなかにこの書簡が発せられたことに驚くとともに、労使関係改善の誠意が貴組合には全くないものと受け止めざるを得ない。

当局は、貴組合がまず、J.S.Oへの書簡を撤回、事実に反する内容について正式に謝罪するとともに今後二度と繰返さぬと約束することを強く求め。貴組合の今後の対応によつては、当方として重大な決意をせざるを得ないことを申し添える。